

2017年3月21日

電通本社ビル、東京都から「準トップレベル事業所」に認定

東京都の「優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度」において、電通本社ビルが「準トップレベル事業所」に認定されました。電通本社ビルは、第一計画期間（2010-2014年）で「トップレベル」を獲得しており、今回は第二計画期間（2015-2019年）での「準トップレベル」認定となります。

東京都は、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）において、地球温暖化対策の取り組みが特に優れた事業所を、トップレベル事業所、準トップレベル事業所に認定していますが、このたび、第二計画期間2年目の認定事業所（トップレベル9、準トップレベル11、合計20）を発表しました。

認定は、省エネ推進体制の整備、エネルギー管理の状況、空調、照明設備、省エネ性能、室内温湿度の管理、保守管理など213項目について審査を行い、「準トップレベル事業所」に認定された事業所はCO2排出量の削減義務率が3/4に緩和されます。

当社は、今後も積極的に環境への取り組みを推進していくと共に、コミュニケーション領域のリーディング・カンパニーとして、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

以 上